

[資料] 山口宇部空港消防救難隊についての業務協定

山口宇部空港消防救難隊に関する協定書

山口県山口宇部空港消防救難隊（以下「救難隊」という。）の業務について、山口県山口宇部空港事務所（以下「甲」という。）と協定者（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、山口県山口宇部空港（以下「空港」という。）及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙との緊密な協力のもとに一貫した消防救難活動（以下「救難活動」という。）を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（出動の要請）

第2条 緊急事態が発生した場合において、甲からの出動要請があったときは、乙は速やかに空港に勤務する職員を出動させるものとする。

2 前項の出動の要請は、電話その他の方法により次の号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害の種類

（2）災害発生の場所及び時刻

（3）出動すべき職員の到着場所

（4）その他必要な事項

（救難活動）

第3条 緊急事態における救難隊の指揮は甲が行い、その活動は、山口県山口宇部空港災害対策要綱及び実施要領に定めるところによる。

（資材の提供）

第4条 乙は、救急活動を実施するため、空港に備え付けている資材を無償で救難隊に提供するものとする。

（補償）

第5条 救難活動による職員の災害及び前条の資材の補償については、協議の上定める。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、救難隊の活動に関し必要な事項は、甲乙協議の上定める。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲) 山口県山口宇部空港事務所長

乙) 大阪航空局山口宇部空港出張所長
下関地方気象台山口宇部空港出張所長
空港所在する民間団体の長